【討議資料】



長浜が動きます！！

来年2月に開催予定

冬の花火大会に８００万円の予算措置

佐野市の令和８年度予算には「佐野どまんなか花火大会開催支援事業」に新規として８００万円の予算が付けられています。２月定例会での予算審査特別委員会では、私を含め複数の委員(議員)が質疑を行いました。加えて、私は６月定例会にて改めて一般質問で取り上げました。

担当課は、冬のイベントが少ない点やナイトタイムエコノミーの促進などの観点から新たな冬の夜のイベントとして花火大会の開催を計画したとしています。ちなみに、みどり市の草木湖まつりでの花火大会を参考にしたとのことですが、草木湖まつりは毎年夏の開催です。**冬のイベント＋ナイトタイムエコノミー＝花火大会が担当課の組み立て**ということになります。

私は、冬の花火大会の開催自体以上に、**その予算付けに驚きを隠せません。**冬の花火大会の開催自体を否定するつもりはありませんが、**政策目的の明確化が十分に図られているとは言えず、冬の花火大会に８００万円の予算付けを行う合理的根拠があるとはどうしても思えません。**

佐野市は厳しい財政状況の中にあって、多額の予算を投じて新しい取組を行うのであれば、しっかりとした説明が必要なのではないでしょうか。

しかしながら、結果的に「やってよかったね」となるように、今後の展開を見守っていきたいと思います。

※花火大会は実行委員会を組織しての開催（予定）となります。※「令和8年度の佐野市の予算について（第２弾）」としてお送りします。

「嫌疑不十分」の不起訴処分とは!?

10項目の提言と虚偽の証言に対する告発

令和７年２月定例会において、10項目にわたる提言と金子裕市長を対象者とする虚偽の証言に対する告発を含めた最終報告書を議員の賛成多数で決定しています。

当時、佐野市運動公園等３施設（赤見の運動公園など）の指定管理者であった構成会社の１社が指定後１年半で破産し、指定管理者の指定取消しとなり、百条委員会では原因の解明と再発防止の観点で調査を行いました。

その中で、特に、市長と当該事業者による面談が募集要項にある「接触の禁止」に抵触する可能性が極めて高い点や市長の指示により公募開始後に募集要項が一部変更された点など、多くの問題が判明しました。

公募が開始された後に、関係職員が募集要項を個人の判断で変更することなどあり得ず、まして市長と職員との間で誤解や誤認が生じることなど、少なくとも今回の事案に関してはあり得ません。

現在、最終報告書に明記した10項目の提言については、行政経営課を中心に検討・改善が進められ、市議会活性化検討委員会にて都度報告を受けています。

また、告発については、令和７年３月末に宇都宮地検に告発、その後、受理され、**地方自治法違反被疑事件として捜査が進められました。**その後、令和８年７月に嫌疑不十分で不起訴処分となっています。

嫌疑不十分とは、「疑いは残るが、裁判で有罪を立証できるだけの証拠が足りない」状態を指します。つまり、「嫌疑不十分＝無罪ではない」ということです。

今後も議員としての責任を果たしてまいります。

【発行者】佐野市議会議員　長浜成仁
佐野市閑馬町2480
（長浜なるひと後援会事務所）
【発行日】令和８年９月３日㈭